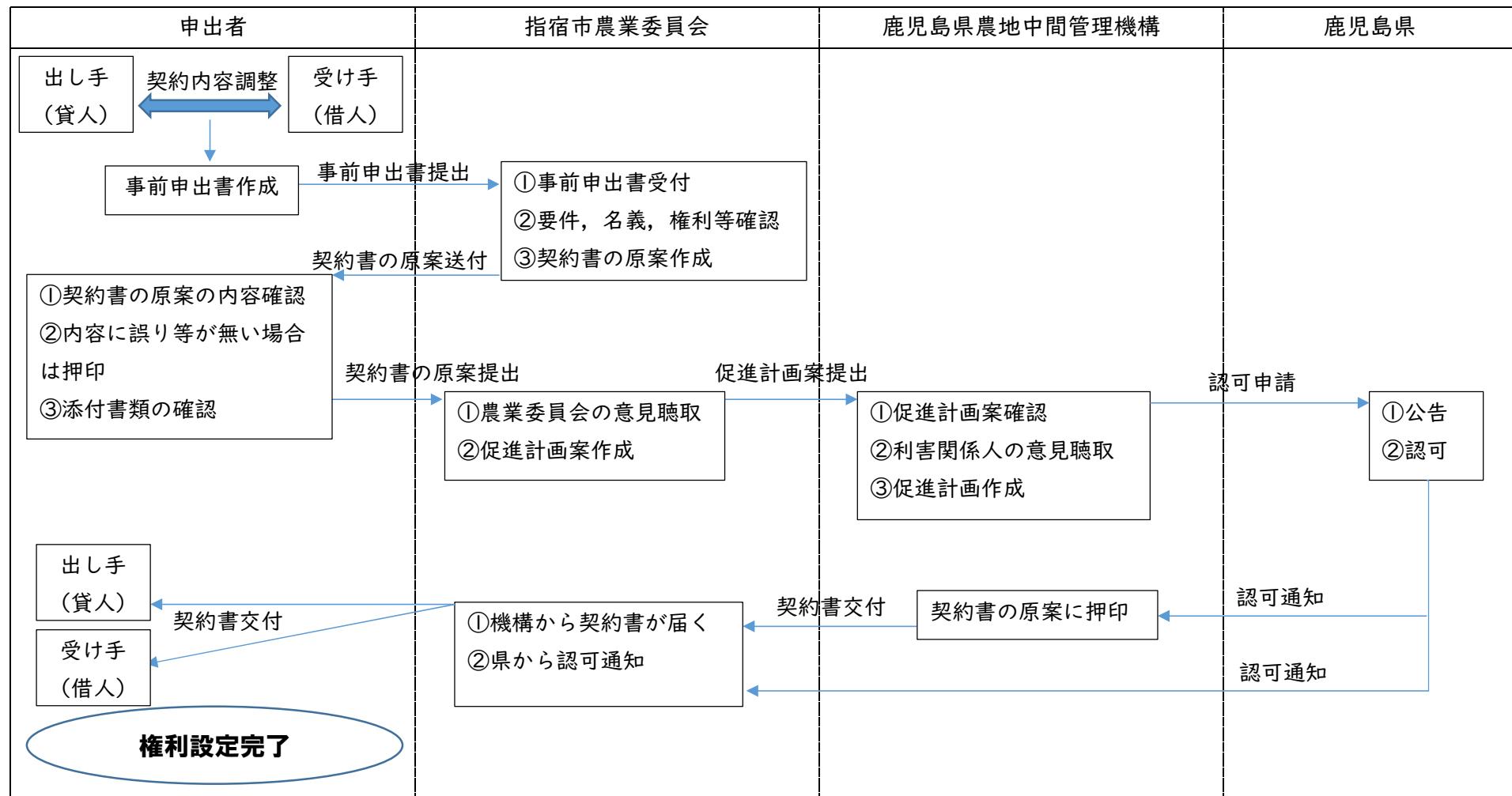


農地中間管理事業（利用権設定）事前申出書の作成から権利設定までの手続きの流れ



※事前申出書は、出し手と受け手の双方で調整のうえ作成してください。提出されるのは、どちらかの方だけで構いません。

※事前申出書は、契約を締結するものではありません。

※提出していただいた事前申出書を基に契約書の原案を作成し、出し手と受け手にそれぞれ送付しますので、届いた契約書の原案に印鑑を押印のうえ農業委員会へご提出ください。

※事前申出書の受付から権利設定まで最短3ヶ月かかります。

※相続登記の状態によっては、手続きに時間がかかる場合や農地中間管理事業を活用（契約）できない場合がありますのでご了承ください。